

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成19年8月30日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目10番地の10

南部 喜八郎

(2) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第4地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目8番地の1, 8番地の2, 8番地の5から8番地の7まで, 9番地の2, 9番地の3, 9番地の5から9番地の7まで, 9番地の9から9番地の15まで, 10番地の1から10番地の6まで, 10番地の8から10番地の12まで, 11番地の2から11番地の12まで, 12番地の1から12番地の3まで, 12番地の5から12番地の11まで, 13番地の1から13番地の5まで, 14番地の2から14番地の5まで, 15番地の1から15番地の9まで, 16番地の2から16番地の12まで, 17番地の2, 17番地の3, 17番地の5から17番地の11まで, 20番地の1から20番地の9まで, 21番地の2から21番地の4まで, 21番地の8から21番地の14まで, 22番地の3, 22番地の5から22

番地の 7 まで, 22 番地の 9, 22 番地の 11, 22 番地の 12, 23 番地の 1
から 23 番地の 11 まで及び 24 番地の 1

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町 4 丁目 8 番地の 3, 8 番地の 4, 9 番地の 1,
9 番地の 4, 9 番地の 8, 10 番地の 7, 11 番地の 1, 12 番地の 4, 14 番
地の 1, 15 番地の 10 から 12 まで, 16 番地の 1, 17 番地の 1, 17 番地
の 4, 21 番地の 1, 21 番地の 5 から 21 番地の 7 まで, 22 番地の 1, 22
番地の 2, 22 番地の 4, 22 番地の 8, 22 番地の 10 及び 24 番地の 2

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠, 建築設備及びその他
の事項

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 19 年 8 月 30 日 (木) から平成 19 年 9 月 18 日 (火) まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 19 年 9 月 19 日 (水) 午後 7 時から午後 8 時まで

(2) 場所

京都市西京区大枝北沓掛町 4 丁目 7 番地の 2

桂坂さつき会館

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 西澤亨

(都市計画局建築指導部建築指導課)